

徳田家文書『廻文留』を読む（二）

講師 田中健二

表記に際して

- ・行替は「」で示した。また平出はそのまま、闕字は一字アキで示した。
- ・本文に適宜、句読点、並列点を施し、理解の便を図った。
- ・字体はそのままにしたが、異体字については常用漢字に改めたものもある。
- ・変体仮名・合字はそのままとし、読みをルビで示した。
- ・田中による注記は（ ）で示した。
- ・「二廻文留」については、『幕末御触書集成』と大きく異なる箇所を「」で示した。

「二 廻文留」安政七・万延元年（一八六〇）

御家中組外之面々」

列壺人」

當月三日御用番内藤紀伊守殿（信親）より御城付御呼出二而」別帑之通、御達在之候間、此段全為心得相達候。」

但し右之趣、同役・同列へも申通、組支配へも可被申聞候。」

三月十五日」

今日、水戸殿家来之者、多人数（井伊直弼）掃部頭、登」

城之途中、短筒等相用、乱妨二及び、怪我人等も」有之二付而者、此上末々心得違之者可有之哉も難斗」候間、追而相達候迄二、昼夜共、居屋敷・下屋敷等門々」出入之者、嚴重相改、重役之者相詰候様、水戸殿」家老江相達候間、被得其意、猶取締方心得候様、」可致候事。」

右者、奉行中より觸在之候。」

別帑式通之趣、左様御心得可在之候。以上。」

三月十七日

近藤原八郎」

夫々当名」

今度、年号萬延卜改元在之由、江戸よりより申来候。」

右之通、年寄中被 仰候間、被得其意、組中与力中」支配并手代・足輕等二到
迄、支配之方より方可申渡候。以上。」

閏三月廿三日

横目中」

右之趣、左様御心得可在之候。以上。」

閏三月廿五日

大塚又四郎」

夫々名当」

（中略）

去ル未五月十七日夜、三河町壺丁目五人組持地借勇八并」同人妻「と右兩人ナシ」きんと右兩人
江為疵負逃去候右勇八元召仕メシ」伊三郎人相書。」

一當申二十九歳。」

一生國武州高井宿在之由。」

一中文、中肉之方。」

一面躰平顔二而、頬こ古たけ多る方。」

一髪・月代とも薄き方。」

一髭濃き方。」

一眉毛同断。」

一鼻筋通り、小鼻左之方ニ本ほくろ在之。」

一唇厚く、齒並能き方。」

「脱落」

「耳常体。」

一言舌静成之方」

其節之衣類、木綿中形単物を着し、同三尺帶を×罷在候。」

右之通之もの、於在之て而者、其所ニ留置、御料者御代官、」私領者領主・地頭江
申出、夫より於江戸池田播磨守」番所江可申出候。若見聞ニおよひ候ハ、其段
も可申出候。」尤家来又もの等迄、入念可遂吟味候。隠し置、脇よきより」相知候
ハ、可為曲事候。」

申三月」

一御詮義之内者、下々町人・百姓者不及申、諸出家・侍中」笠頬かむり致、往
来堅為仕間敷事。」

但平笠者不苦。雨天之節笠、同断。」

右之通、年寄被仰候間、被得其意、御同役・御同列へも」可被通候。以上。」

閏三月廿七日

横目中

別紙之趣、左様御心得可在候。以上。」

四月二日

大塚又四郎」

中條秀次郎様」

徳田達蔵様一 中條氏より於四月十二日九ツ時ニ相達候。」

宮武才兵衛様一」

上田澤右衛門様一」

井伊掃部頭様^(直弼)、去月晦日、御逝去ニ付、今日^{より}来ル」廿一日迄、鳴もの・高聲御停止ニ候。仕掛之普請者^は、「不苦候。」

四月十五日」

別紙之趣、左様御心得可在之候。以上。

四月十五日

近藤原八郎」

夫々名当

御書付写」

天文・暦算・世卷^(界)繪圖等板行相願候者ハ、天文方之内^{サウコフ}へ」草稿指出、蘭書^{ランショ}翻訳^{ホンヤク}、蘭方^{インヨ}醫書等之義ハ、天文方山地」弥左衛門方へ、草稿指出、任指圖候様、弘化二巳年相觸候所、」蕃書調所御取立相成候ニ付而^てハ、向後天文・暦算ハ、是迄」之通、天文方へ草稿指出、世界繪圖・蘭書^{ハンヤク}翻訳^{ホン}・蘭方」醫書等ハ、蕃書調所ニ草稿指出、任指図、彫刻出来候上者^は、」一部ツ、改メ受候所へ相納候様、向々^(ハ脱)可被相觸候事。」

閏三月」

御書付之写」

此度、大判吹直、被 仰付、是迄之大判与引替、当四月十日^{より}」両替屋共へ可相渡候間、献上并被下物、其外同日^{より}可用之事。」

但新大判壹枚ハ弍十五両之積り、」^{「両替之者とも歩合金多く不可取候。」}両替屋共へ可相渡候間、」献上并被

下物其外同日^{より}可用之候事。」

一是込之大判壹枚ニ付、新大判壹枚江増歩三拾両相添」引替遣候間、聊も不貯置、別紙名前之者方へ差出、引替」可申事。」

一唯^(迄脱)今通用大判ハ、当四月十日^{より}通用停止之事。」

右之趣、国々へも可相觸知もの也。」

右之通、可相觸候。」

閏三月」

本町壹丁目

御金改役所」

三井組」

駿河町

為替御用所」

十人組」

本両替町

右同断」

本革屋町

三谷善九郎」

室町三丁目

竹原屋文右衛門」

南槇町

泉屋吉次郎」

金吹町

中井新右衛門」

田所町

井筒屋善次郎」

神田旅籠町

石川屋庄次郎」

以上。」

御書付之写」

神奈川御開港、外国貿易被 仰出候ニ付、諸商人共一己之利徳ニ」泥ミ競而相場糴上ケ、荷元を買ハ、直ニ御開港場所江相廻候ニ付、」御府内入津之荷物相減、諸色拂底ニ相成、諸人難義」致候趣、相聞候ニ付、当分之内、左之通、被仰出

候。」

一 雜穀

一 水油

一 蠟

一 呉服

一 糸

右之品ニ限り、貿易荷物之分ハ、都而御府内より相廻し候筈ニ□間^(候) 在々々決而^{より}神奈川表へ指出申間敷候。^(積。以下同じ) 尤貿易之御仕方^(法) 相改り候義ニハ無之候間、御府内問屋共方へ指付荷物之内^(候脱) 買取、貿易致候義不苦候。右ハ御府内日用之品、潤澤之為、^(江) 被 仰出候義ニ候條、国々荷元とても、其段相心得、貿易之分^(物脱) をも見込、成丈御府内ニ多分ニ荷積廻し候様可致候。萬一右觸^(候もの脱) 面之趣、相背於有之者、無用捨吟味之上、嚴重之咎可申付候。」

右之通、御領者御代官、私領者領主・地頭^{より}不洩様可觸知もの也。」

潤三月」

右之通、從 公儀、被 仰出候。以上。

四月廿日

横目中」

(中略)

水戸前中納言様^(徳川齊昭)、去月廿六日、御逝去被為遊候ニ付、鳴物・高聲、来ル廿日迄御停止ニ候。尤「仕掛之普請八十六日^{より}不苦候。」

九月十四日」

御家中組外之面々」

列参人」

此度、

〔松平頼頭〕

主膳様、御病氣為御養、御隠居被成候二付、

御登」

城ヲ始、表向所々御出之節者、是迄御仕成之通、御内證」ニ而所々御出之節候者、以来御手輕ニ御通行被成、時ニ寄候而者、御道具等も御持せ不被成、御先拂等無之義も」可在之候間、為心得相達候。右ニ付御家中之面々」於途中御行逢申候節、自然御見損申上、失礼ニ」相成候共、其段者、御構不被成旨、被仰出候間、此段、申聞置候様、御年寄中御申二候。」

但右之通、被

仰出候得共、成尺ヲ氣ヲ付、失礼無之様、可被致候。」

右之趣、同役・同列江申通、組支配江茂可被申渡候。」

八月廿四日」

主膳様御儀、御病氣為御保養、御隠居」被成候二付、年始暑寒御祝詞・御機嫌伺方等、」是迄御屋敷江罷出来候得共、向後、右伺方不及候。」

八月」

別紙式通之趣、左様御心得可在候。以上。」

八月廿九日

近藤原八郎」

中條秀次郎様」

徳田達藏様」

宮武才兵衛様」

上田澤右衛門様」

鳥屋『万延元年御觸帳』高松市歴史資料館所蔵

御書付寫

此度、大判吹直、被

仰付、是迄之大判与引替、四月十日^{より}両替屋」共江^え可相渡候間、献上并被下物、
其外同日^{より}可用之候」事。」

但新大判壹枚ハ貳拾五両之積り、両替」之者共、金多^(歩合脱)不可取候。」

一是迄之大判壹枚ニ付、新大判壹枚江増歩」三拾両相添引替遣候間、聊も不貯
置、別帋」前名^(名前)之者方江^え差出、引替」可申事。」

一只今迄通用大判ハ、当四月十日^{より}通用」停止之事。」

右之趣、国々江^え可觸知者也。」

右之通、可被相觸候。」

閏三月

御書付写

一天文・暦算・世界繪圖等^(板)仮行相願候者ハ、天文」方之内江^え草稿指出、蘭書翻
訳・蘭方醫書」等之義者、天文方山路」弥左衛門方江^え、草稿」指出、任指圖候
様、弘化二巳年相觸候所、蕃書」調所御取立相成候ニ付而ハ、向後天文・暦算
者、」是迄之通、天文方江^え草稿指出、世界繪圖・蘭」書翻訳・蘭方醫書等ハ、蕃
書調所江^え草稿指出候、」任指圖、彫刻出来之上、」一部宛改受候所江^え相納候様、」
向々江^え可相觸候事。」

閏三月

御書付写」

神奈川御開港、外國貿易被仰出候ニ付、諸「商人共一己之利徳泥ミ、競而相場
糴上ケ、」荷元ヲ買メ、直ニ御開港場所江相廻シ候ニ付、」御府内入津之荷物相
減、諸色拂底ニ相成、諸「人難義致候趣、相聞候ニ付、當分之内、左之通、被」
仰出候。」

一雜穀」

一水油」

一蠟」

一呉服」

一糸」

右品々ニ限り、貿易荷物之分ハ、都而御府内々」相廻シ候筈候間、在々々決而神
奈川表江積出申」間敷候。尤貿易之御仕法」相改り候義ニハ無之」候間、御府
内問屋共方江積付候荷物之内買取、」貿易致候義不苦候。右者御府内日用品、潤
沢」之為、被」

仰出候義ニ候条、国々荷元ニ而も、其段相心得、」貿易之分ヲも見込、成丈御府
内江多分ニ荷」物積廻シ候様可致候。万一右觸」面之趣、相背者」於在之者、
無用捨吟未之上、嚴重之咎可」申付候。」

右之通、御料者代官、私領ハ領主・地頭々不」洩様可觸知もの也。右之趣可相
觸候。」

（閏三月脱）

（乱丁）

閏三月」

本町表丁目

御金改役所」

駿河町

三井組

為替御用所

本両替町

十人組

右同断

本革屋町

三谷善九郎

室町三丁目

竹原屋文右衛門

南槇町

泉屋吉次郎

金吹町

中井新右衛門

田所町

井筒屋善次郎

神田旅籠町

石川屋庄次郎

以上。